

平成26年1月31日

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、国民年金法(以下「国年法」という。)による障害基礎年金の支給を求めるとのことである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、平成○年○月○日を初診日とする「脳膿瘍」(なお、請求人に係る年金請求書(国民年金障害基礎年金)の傷病名には、「ムコール真菌症」、「高次脳機能障害」、「うつ病」が併記されており、これらの傷病は一連のものとして認められ、併せて、以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成○年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、障害認定日による請求(予備的に事後重症による請求)として障害基礎年金の裁定を請求した(以下「本件裁定請求」という)。

2 厚生労働大臣は、平成○年○月○日付で、請求人に対し、「今回ご請求の傷病名(ムコール真菌症、高次脳機能障害、うつ病)につきまして、現在提出されている書類では当該請求にかかる傷病の初診日が不明であり、支給要件の可否が判断できないため。」という理由により本件裁定請求を却下する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。

第3 当審査会の判断

1 疾病にかかり、又は負傷し、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病(以下「傷病」という。)について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日を「初診日」というとされているところ、20

歳到達日以後に初診日のある傷病について、障害基礎年金を受給するためには、初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり(以下、これを「国年被保険者資格要件」という。)、かつ、①当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2以上(以下、これを「3分の2要件」という。)であるか、又は、②当該初診日の属する月の前々月までの1年間が保険料納付済期間と保険料免除期間で満たされていること(以下、これを「直近1年要件」といい、上記3分の2要件と直近1年要件を併せて、「保険料納付要件」という。)が必要とされている(国年法第30条第1項、第30条の2第1項、同第2項及び第30条の4並びに国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第20条第1項参照)。

2 本件の場合、前記第2の2記載の理由によりなされた原処分に対し、請求人は、初診日は平成○年○月○日である旨主張し、これを前提として障害基礎年金を求めているのであるから、本件の当面の問題点は、当該傷病に係る初診日(以下「本件初診日」という。)がいつかであり、本件初診日における国年被保険者資格要件及び保険料納付要件の存否である。

3 本件初診日について判断する。

初診日に関する証明資料は、国年法が、発病又は受傷の日ではなく、初診日を障害基礎年金の受給権発生の基準となる日と定めている趣旨からいって、直接それに関与した医師等又は医療機関が作成したもの、又はこれらに準ずるような証明力の高い資料(以下、このような要件を満たす資料を、便宜上、「初診日認定適格資料」という。)でなければならないと解するのが相当である。

また、国年法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされ

て、引き続き効力を有するものとされ、障害の給付及び給付の公平を期すための尺度として、当審査会もこれに依拠するのが相当であるとする「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（以下「認定基準」という。）が定められているが、その「第1 一般的事項」の「3 初診日」によれば、「初診日」とは、「障害の原因となった傷病につき、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日をいう」とされ、同解説では、「障害の原因となった傷病の前に、相当因果関係があると認められる傷病があるときは、最初の傷病の初診日が初診日となる。」とし、さらに、相当因果関係とは、ある行為（事象）からそのような結果が生じるのが経験上通常である場合に、ある行為（事象）とその結果には因果関係がありとするのが相当因果関係という考え方であり、このような考え方の上にとあって、前の疾病又は負傷がなかったならば後の疾病（通常、負傷は含まない。）が起こらなかったであろうと認められる場合は、相当因果関係ありとみて前後の傷病は同一傷病として取り扱われるとされている。

そうして、本件についてこれを見ると、その作成者及び記載内容からみて本件において初診日認定適格資料と認められるものを全て挙げてみると、① a病院b科・A医師（以下「A医師」という。）作成の平成〇年〇月〇日現症に係る平成〇年〇月〇日付診断書、② c病院d科B医師（以下「B医師」という。）・e科C医師作成の平成〇年〇月〇日現症に係る同月〇日付診断書、③ A医師作成の平成〇年〇月〇日付受診状況等証明書、④ 〇〇市が平成〇年〇月〇日に交付した請求人に係る身体障害者手帳、⑤ 日本年金機構〇〇〇事務センター（以下「事務センター」という。）の照会に対するA医師作成の平成〇年〇月〇日付回答書（以下「A医師回答書」という。）、及び、⑥ 事務センターの照会に対するB医師作成の平成〇年〇月〇日付回答書（以下「B医師回答書」という。）が挙げられ、

これらにおいて他に存しないところ、これらの各資料（以下、それぞれ「資料①」などという。）をみると、次のとおりである。

すなわち、資料①によれば、傷病名として「脳膿瘍」を掲げた上で、そのため初めて医師の診断を受けた日は、「平成〇年〇月〇日 診療録で確認」、診断書作成医療機関における初診時（平成〇年〇月〇日）所見は「激しい頭痛と眼球偏位にて受診」とされている。資料③によれば、当時の診療録よりの記載として、傷病名は「脳膿瘍」、発病年月日は「平成〇年〇月〇日」、傷病の原因又は誘因は「アルコール依存」、発病から初診までの経過は、「激しい頭痛を主訴に来院

神経学的所見を認め頭蓋内疾患を認め紹介転院となった」、初診年月日は「平成〇年〇月〇日」、終診年月日は「平成〇年〇月」、初診より終診までの治療内容及び経過の概要は、「強い頭痛が続き車で事故を起こすなどの不安定な状態が続きました」と記載されている。そうして、資料⑤によると、請求人の脳膿瘍の原因は、「明確にアルコール依存による」と考えます。「ムコール膿瘍」は明らかに低免疫状態に発症した日和見感染症であり、低免疫の原因はアルコール以外ありません。一方でそれほど多量に飲酒していたものです。アルコール肝不全でもうすぐ自宅死を迎え様としていた時に脳膿瘍を発症しました」とし、「脳膿瘍」と診断した日については「他院紹介後に判明 〇年〇月頃」と回答している。傷病名「脳膿瘍」と診断に至ったのは、「（検査日）〇年〇月（検査内容）頭部MRIと最終的には手術しての組織診断です」、「アルコール依存」の治療は「〇年より「アルコール依存」の治療をしていた。」、「アルコール性膵炎を繰り返していました 〇年よりcHpに入退院を繰り返していました」と回答していることが認められる。資料②は、障害の原因となった傷病名には当該傷病が掲げられ、そのため初めて医師の診断を受けた日

は、「〇年〇月〇日 診療録で確認」とされ、診断書作成医療機関における初診時（平成〇年〇月〇日）所見は、「H.O.〇月上旬より頭痛が出現。〇月中旬より左眼が見えなくなり腫れてきた。H.O.〇頭痛がひどくなり当院受診。MRIにてムコール症と診断した。その後、〇〇大に転院した。」とされている。資料⑥によれば、c病院受診前に、ムコール真菌症と関連があると思われる症状で他院に通院した履歴がカルテ上に記載されているかどうかの照会に対し、B医師は「カルテ上に記載はない。」、ムコール症候群の初診日は、「平成〇年〇月〇日と考える。」「ムコール症は平成〇年〇月〇日発症です。H.O.〇は、うつ病で他院にかかっています。」、高次脳機能障害の発症となった原因の傷病は、「H.O.〇です。原因はムコール症」と回答していることが認められる。資料④によれば、請求人は、平成〇年〇月〇日に障害名を「言語機能障害〔3級〕」とする身体障害者手帳の交付を受けている。

以上の各資料によれば、請求人は、平成〇年頃からa病院においてアルコール依存症のために治療を受けており、同時期には、アルコール性肺炎を繰り返し、c病院に入退院を繰り返していたとされる。そうして、脳膿瘍の原因は、アルコール依存による低免疫状態であるとされ、その発症時期は、資料②によれば、平成〇年〇月上旬より頭痛が出現し、同年〇月中旬より左眼が見えなくなり、腫れてきて、同月〇日には、頭痛がひどくなって、c病院を受診し、MRIでムコール症と診断され、〇〇大に転院していることが認められる。そうして、平成〇年〇月〇日には言語機能障害のために身体障害者手帳の交付を受けている。

なお、資料①、資料③によると、請求人は、「脳膿瘍」のために平成〇年〇月〇日にa病院を初診し、当時既に、「激しい頭痛と眼球偏位にて受診」、「神経学的所見を認め頭蓋内疾患を認め紹介転院となった」とされているが、資料⑤のA

医師回答書、資料⑥のB医師回答書によれば、請求人は平成〇年頃からアルコール依存のためにa病院を受診しており、平成〇年〇月〇日当時は、請求人に脳膿瘍など頭蓋内病変の存在を示唆するような所見はなく、アルコール依存のために継続して通院、また、うつ病のために受診していたものと推察される。すなわち、c病院作成の診療録には、請求人が平成〇年〇月〇日以前にムコール真菌症あるいは脳膿瘍と関連があると思われる症状で他院に通院したとする記載はなく、A医師回答書からも、請求人が脳膿瘍と診断されたのは平成〇年〇月〇日であり、それ以前に脳膿瘍と診断あるいはその存在を示唆されるような症状や状態像の記載もないと回答されている。医学的な観点からみても、仮に平成〇年〇月〇日当時に請求人が眼球偏位や眼球突出等のような専門領域の医師であっても容易に診断できる明らかな徴候があったのなら、当然のこととして、同時期に直ちに専門病院に紹介し、眼科的な精査、画像診断等の精密検査がなされていたはずであると判断できる。しかしながら、平成〇年〇月〇日以前の頭蓋内画像診断や神経学的所見の記載された資料等も提出されていないことからすると、頭蓋内病変を示唆する徴候が認められたのは、平成〇年〇月頃と推認でき、それはA医師回答書、B医師回答書の内容とも矛盾しない。また、脳膿瘍の原因又は誘因として、平成〇年頃から加療を継続していたアルコール依存症による低免疫状態の関与が指摘されているものの、医学的観点からすると、アルコール依存症の通常の経過として真菌感染を起し、脳膿瘍を形成することはなく、むしろ極めて稀な場合と考えられることからすると、当該傷病とアルコール依存症あるいはうつ病など精神疾患との間に相当因果関係があるとまでは認められず、アルコール依存症あるいはうつ病のために医療機関を受診していた平成〇年ないしは平成〇年頃をもって、当該傷病の初診日とすること

はできない。そうすると、請求人の当該傷病に係る初診日は、請求人がc病院を受診した平成〇年〇月〇日と認めるのが相当である。

- 4 当該傷病に係る初診日を平成〇年〇月〇日として、請求人に係る被保険者記録照会回答票（資格画面）に照らして請求人の厚年被保険者資格要件及び保険料納付要件をみると、同日において、国年被保険者資格要件を満たすが、所定の保険料納付要件を満たしていない。

請求人は、直近1年要件に関して、自宅で死を迎えるような状態にあったもので、納付できる状態ではなかった旨主張するが、そうであるとしても保険料の納付があったものとする法令上の根拠はなく、上記の判断を変えることはできない。

- 5 そうすると、原処分は、結論において相当であって、取り消すことはできず、本件再審査請求は理由がないので、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。